



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 465 随意契約の相手方の決定 (税務課)..... 1
- *466 不当景品類及び不当表示防止法第9条第3項に規定する証明書の様式 (県民生活課)..... 9
- 467 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録 (長寿社会課)..... 11
- 468 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 11
- 469 七郷井土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 11
- 470 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 11
- 471 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 11
- 472 " (")..... 12
- 473 基本測量の終了 (技術調査課)..... 12
- 474 公共測量の終了 (")..... 12
- 475 " (")..... 12
- 476 " (")..... 12
- 477 和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課)..... 13
- 478 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)..... 13
- 479 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成24年和歌山県告示第340号) の一部改正 (総務事務集中課)..... 13

○ 選挙管理委員会告示

- *53 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号 (不在者投票管理者となる病院等の指定) の一部改正 15

○ 労働委員会告示

- 1 あっせん員候補者名簿の公示 15

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 16
- " (")..... 17

告 示

和歌山県告示第465号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システムの運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年和歌山県規則第107号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	10,100円
(ウ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,400円
(エ) 確定申告書等パンチ処理(4月~12月)	1件当たり	60円
(オ) 確定申告書等パンチ処理(1月~3月)	1件当たり	63円
(カ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	40,100円
(キ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	83,500円
(ク) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,600円
(ケ) 更正・決定処理	1か月当たり	72,600円
(コ) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(サ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,600円
(シ) 利子割額明細書作成処理	1か月当たり	48,200円
(ス) 是認入力処理	1か月当たり	109,600円
(セ) 月例統計処理	1か月当たり	152,600円
(ソ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(タ) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	300,000円
(チ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,600円
(ツ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	75,000円
(テ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	72,600円
(ト) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ナ) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	80,000円
(ニ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	30,000円
(ヌ) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	45,000円
(ネ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	27,000円
(ノ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	20,000円
(ハ) 国税突合処理	1か月当たり	40,000円
(ヒ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(フ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,600円
(ヘ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,600円
(ホ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	100,000円
(マ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	50,000円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円

(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,000円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,600円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	80,100円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	11,000円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理(4月～12月)	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(1月～3月)	1件当たり	68円
(ウ) 調定データ取込処理	1か月当たり	20,000円
(エ) 調定データ入力処理	1か月当たり	87,600円
(オ) 月例処理	1か月当たり	140,500円
(カ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,600円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 総務省報告処理	作業1回当たり	72,000円
(コ) 年次統計処理	作業1回当たり	45,000円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	44,000円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	137,600円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	5,000円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	636,700円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	393,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,600円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	5,000円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	30,000円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	28,000円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,600円

(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,100円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,100円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	20,100円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,600円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 月例処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,600円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,600円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	30,000円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	21,000円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,600円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	15,000円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	5,000円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉱区税)	作業1回当たり	12,600円
(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,600円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,600円
(エ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,600円
(オ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(カ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(キ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,000円
(ク) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(ケ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	597,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,900円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	95,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	50,100円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,500円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	541,200円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	113,300円
(ク) 宛名圧縮マスタ作成処理	作業1回当たり	375,000円
(ケ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(コ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円

(サ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,600円
(シ) 金融機関エラーチェック処理	作業1回当たり	48,600円
(ス) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(セ) 納付情報登録処理	1か月当たり	65,000円
(ソ) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	17,000円
(タ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	10,000円
(チ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	10,000円
(ツ) 収納明細データ作成処理	作業1回当たり	155,000円
(テ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	81,000円
(ト) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ナ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	20,000円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	87,600円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	80,100円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	43,400円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	75,000円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	122,400円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	36,000円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	89,100円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	220,000円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	40,000円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	20,000円
(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	30,000円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1か月当たり	10,000円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1か月当たり	100,000円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1か月当たり	40,000円
(ウ) 統合・分割処理	1か月当たり	50,000円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	作業1回当たり	50,000円
(オ) 住基突合用データ作成処理	作業1回当たり	40,000円
(カ) マスタ切り処理	作業1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	50,000円
(ク) 団体内統合宛名基本情報等取込処理	1か月当たり	40,000円
(ケ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1か月当たり	20,000円
ス 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	56,000円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) トナーカートリッジ 小	1本当たり	16,000円
(カ) ドラムユニット 小	1本当たり	32,000円
(キ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円

(ク) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
(ケ) 給紙ローラ (KIT TRAY FEED ROLL) 大	1個当たり	2,300円
(コ) 転写ローラ (HGS ASSY-BTR) 大	1個当たり	3,800円
(サ) 定着器 (FUSER ASSY) 大	1個当たり	31,600円
(シ) 給紙ローラ (KIT FEEDER, HCFMSI) 大	1個当たり	2,600円
(ス) 100Kキット (8500) 中	1個当たり	25,000円
(セ) ピックローラキット (手差し) 中	1個当たり	4,800円
(ソ) ピックローラキット (トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(タ) 600Kキット (8450) 中	1個当たり	35,000円
(チ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(ツ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT MP) 小	1個当たり	4,000円
(テ) 給紙ローラキット (PAPER FEEDING KIT) 小	1個当たり	4,100円
(ト) 定着器 (FIXING UNIT 115V) 小	1個当たり	31,200円
(ナ) レーザユニット (LASER UNIT) 小	1個当たり	27,200円
(ニ) 給紙ローラキット増設ホッパ (PAPER FEEDING KIT)		
小	1個当たり	4,100円
(ヌ) プリントヘッド (FMS-24◎P/H)	1個当たり	53,900円
セ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
ソ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円
タ 調査関連費用		
(ア) システム影響度調査費	1人日当たり	38,250円
チ 機器使用料		
(ア) 端末装置使用料 (4月～12月)	1か月当たり	4,312,762円
(イ) 端末装置使用料 (1月～3月)	1か月当たり	4,202,581円
(ウ) 端末装置保守料 (4月～12月)	1か月当たり	1,887,460円
(エ) 端末装置保守料 (1月～3月)	1か月当たり	1,838,755円
(オ) 回線使用料	1か月当たり	893,370円
(カ) 付属機器使用料	1か月当たり	570,000円
(キ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	393,236円
(ク) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	169,100円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,600円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,600円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,600円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	119,400円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	52,500円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	220,000円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円

(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	118,200円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	52,500円
(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	79,700円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	35,000円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,600円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,700円
(ス) 追加情報データ作成(4月~12月)	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成(1月~3月)	1件当たり	12円
(ソ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	65,400円
(タ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	29,200円
(チ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	53,400円
(ツ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,400円
(テ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1か月当たり	80,400円
(ノ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	179,400円
(ハ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,900円
(ヒ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	89,400円
(フ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	39,300円
(ヘ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	48,400円
(ホ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	21,200円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,300円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	57,300円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	25,200円

(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	270,000円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,600円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	120,000円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	120,000円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	12,000円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	36,000円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1か月当たり	120,000円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	120,900円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(エ) 各種ブルーリスト作成	1か月当たり	9,900円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) コメントリスト作成	作業1回当たり	30,000円
(キ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,900円
(ク) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	119,600円
(ケ) 職権抹消処理	作業1回当たり	216,000円
(コ) 職権抹消照会ハガキ作成	1件当たり	12円
(サ) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	14,000円
(シ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(ス) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円

(セ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	130,000円
(ソ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		
(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	15,000円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	55,000円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約する。

和歌山県告示第466号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条第2項に規定する証明書の様式を次のように定める。

平成24年和歌山県告示第1027号（不当景品類及び不当表示防止法第9条第3項に規定する証明書の様式）は、廃止する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(表)

8センチメートル		第 号
5 セ ン チ メ ー ト ル	2.5センチメートル	写
	3 セ ン チ メ ー ト ル	真
印		立 入 検 査 員 証 明 書
		所 属
		職 名
		氏 名
		生年月日 年 月 日
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>		

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

(報告の徴収及び立入検査等)

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(権限の委任等)

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。
2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令抜粋
(都道府県が処理する事務)

第10条 法第12条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第4条第2項、第6条及び第9条第1項の規定による権限に属する事務(同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第6条の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。)は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。(以下略)

和歌山県告示第467号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、登録研修機関を次のとおり登録したので、公示する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	研修の課程	事業者の氏名 又は名称	事業者の住所	登録 年月日
3010001	株式会社プレゼ ンス・メディカ ル	和歌山市八番丁9	第一号・第二号研修 (不特定の者対象)	株式会社プレゼ ンス・メディカ ル	東京都港区赤坂8- 5-40	平成 27. 4. 1

和歌山県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社メディフェア	和歌山市鳴神746番地1 プレジール鳴 神202号室	訪問看護ステーションメンタルナ ース	平成 27. 4. 1

和歌山県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、七郷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第470号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年4月6日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月30日まで縦覧に供する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第2号	岩出市根来字根来2060外8筆

和歌山県告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上の山一丁目903の2・903の3・903の5から903の8まで(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第472号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市上の山一丁目903の13から903の15まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第473号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第474号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき白浜町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(数値地図(デジタル)、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成26年4月24日から同年12月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町全域

和歌山県告示第475号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。
平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 平成26年12月12日から平成27年1月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市堀止西二丁目、西高松一丁目、今福二丁目及び堀止南ノ丁の一部

和歌山県告示第476号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき田辺市長から

公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地図（デジタル）、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成26年4月28日から平成27年3月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市全域

和歌山県告示第477号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成27年3月31日付け国近整計管和都業第6-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・3・9号西脇山口線（千手川）
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第478号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第1項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成27年4月27日（月）午前10時から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階 3-A会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 Human Home
 - (2) 代表者氏名 瀬戸伸幸
 - (3) 事務所所在地 和歌山市坂田759-11
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事（2）第3556号
 - (5) 免許年月日 平成24年11月28日

和歌山県告示第479号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3条第11号を次のように改める。

- (11) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等

若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

第4条第1項第6号中「和歌山県内」を「県内」に改める。

第8条第2項第3号中「同第2項」を「同条第2項」に改める。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 法人にあつては名称、個人にあつては商号、屋号等及びこれらの者の主たる事務所の所在地

第11条第1項第4号中「役員」の次に「及びこれに準ずる者並びに和歌山県の区域外に主たる事務所を有する者が競争入札に参加するために選定した代理人」を加える。

別表1を別表とし、同表中

67	軽印刷・オフセット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書	を
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類	
69	特殊印刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳	
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力	
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図	

67	印刷	冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物（印刷機（設備）を保有（リースを含む。）していること。）	に
68	—	—	
69	—	—	
70	複写業務	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力	
71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図	

改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱は、平成27年8月1日を基準日とする資格審査の申請及びその決定の手續に適用し、当該基準日以前の資格審査の申請及びその決定の手續については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年4月17日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

第1項の表中

「	国保日高総合病院	御坊市菌116番地の2	」	を
「	国保日高総合病院	御坊市菌116番地2	」	に改める。

労働委員会告示

和歌山県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、和歌山県労働委員会あっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公示する。

平成27年4月17日

和歌山県労働委員会会長 有田 佳秀

和歌山県労働委員会あっせん員候補者名簿

(平成27年4月1日現在)

氏名	現職	経験及び閲歴	委嘱日
ありたよしひで 有田佳秀	弁護士	36期～40期公益委員 36期～38期会長代理 39期～会長	H18. 3. 17
たなかよしひろ 田中祥博	弁護士	39期～40期公益委員 39期～会長代理	H24. 4. 4
いしばしただお 石橋貞男	和歌山大学教授	36期～40期公益委員	H18. 3. 17
じんたくこうじ 神徳皓治	(元) 和歌山県参事	39期～40期公益委員	H24. 4. 4
よしざわなのみ 吉澤尚美	弁護士	40期公益委員	H26. 4. 2
しみずかずこ 清水和子	特定社会保険労務士	37期～39期公益委員	H20. 3. 19

すぎかつのり 杉勝則	和歌山県地方労働組合評議会事務局長	37期～40期労働者委員	H20. 3. 19
しまもとよしかず 嶋本佳和	情報労連和歌山県協議会議長	39期～40期労働者委員	H24. 4. 4
はまじまさよし 濱地正由	和歌山県電力総連会長	40期労働者委員	H26. 8. 6
もりはらかつひろ 森原功裕	UAゼンセン和歌山県支部支部長	40期労働者委員	H27. 4. 1
いけだゆうすけ 池田祐輔	基幹労連和歌山県本部委員長	40期労働者委員	H27. 4. 1
ふるたにのりお 古谷紀男	近畿労働金庫和歌山地区統括本部本部長	34期～40期労働者委員	H15. 2. 17
よこやまみつひろ 横山光裕	(前) UAゼンセン和歌山県支部支部長	38期～40期労働者委員	H22. 11. 17
とうごうたかふみ 東郷隆文	連合和歌山事務局長	38期～40期労働者委員	H23. 4. 20
あんどうもとじ 安藤元二	関西コンサルティングシステム株式会社代表取締役	34期～40期使用者委員	H14. 2. 27
こばたえいぞう 小畑英三	小畑産業株式会社代表取締役会長	35期～40期使用者委員	H16. 3. 17
かすやもとはる 糟谷元春	太陽シールパック株式会社取締役会長	38期～40期使用者委員	H22. 3. 19
ながいけいいち 永井慶一	和歌山県経営者協会専務理事・事務局長	39期～40期使用者委員	H24. 4. 4
おかだあき 岡田亜紀	菱岡工業株式会社代表取締役	39期～40期使用者委員	H25. 2. 6
なかがわしんじ 中川伸児	労働委員会事務局長		H27. 4. 1
ほりたつや 堀達也	労働委員会事務局次長労働委員会事務局審査調整課長事務取扱		H26. 4. 2
はたなかかずひろ 畑中一宏	労働委員会事務局審査調整課副課長		H25. 4. 3
まつもとよしはる 松本義春	労働委員会事務局審査調整課主任		H19. 4. 4
なかむらやすたか 中村安隆	労働委員会事務局審査調整課主任		H25. 4. 3

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
新宮都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年4月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画特別用途地区の決定

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課